

## 『小規模宅地の評価減 適用条件の緩和に留意』

平成25年度税制改正では、小規模宅地等の特例における適用要件が以下の通り緩和され、平成26年1月1日以後の相続に適用されることとなった。

【二世帯住宅】改正前は、内部で行き来が可能な二世帯住宅のみが特例の対象とされてきた。しかし5月末に公布された措置法施行令においては、区分所有法第1条の規定を挙げながら、完全分離型の二世帯住宅でも区分所有登記をしていなければ特例の全部適用が可能となったことが明記された。一方、**住宅ローン控除や住宅取得等資金贈与の非課税特例の適用を受けるために区分所有登記した二世帯住宅については、被相続人の居住部分のみが特例の対象。**

【有料老人ホーム】これまで、相続開始時において既に有料老人ホーム等に入所し、その終身利用権を取得していた被相続人の宅地は適用対象から外されていた。しかし今改正により、**要介護認定や要支援認定または障害支援の認定を受けていた被相続人が、養護老人ホーム等や障害者支援施設に入居していた場合も適用を受けられることとなった。**それらの認定を受けていたか否かは相続開始時点で判定され、入居前に認定を受けている必要はない。ただし、自宅を貸付などの用に供した場合は対象とならなくなるため、注意が必要。



## 『公益法人の自立と活性化へヒアリング・意見交換—内閣府』

内閣府は、自律性と活性化が求められる公益法人の置かれている現状と課題について発表した。これまでの成果として（1）**主務官庁制の廃止により、法人自らが公益を考えての事業実施が可能となった**（2）**自主的、自律的組織運営の制度化により法人にも自らを律するという考え方が生まれつつある**（3）**公益法人制度改革は肯定的に捉えられている、と総括する。**課題としては、ア）不祥事案に関連する法人の運営状況を見るかぎり、引続き、公益認定法下で法人の自己規律を促していく必要がある。イ）公益法人が自律的・安定的経営を行う上で現在の収支相償や遊休財産の保有制限が制約となっている。ウ）新規認定の審査の判断にあたり、多くの実績データを求める例がある。その上で、公益・非営利活動を活性化するための提案等として、a）日本社会に寄付文化を醸成するためには、情報の受け手である潜在的な寄付者にとって分かりやすく使いやすい情報提供が重要である。例えば、法人の、活動内容や財務状況の分かりやすい形での情報提供。行政の公益法人に関する多様な情報を一元化し発信等。b）アメリカの参考例：多くの法人の年次報告に当該法人への寄付者のリストが掲載されており、寄付者が寄付先を決める上での重要な判断材料となっている。